**資料１－３**

大阪府における紹介患者、逆紹介患者の算定基準（案）

（平成３１年　月　　日　大阪府医療審議会承認）

大阪府における紹介患者、逆紹介患者の算定基準

平成３０年２月２３日

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 府の算定基準 |
| 【紹介患者】 | ○紹介患者の用語定義に基づく紹介状であること。  ○開設者と直接関係のない医療機関からの紹介であること。  ○あて先には、地域医療支援病院を申請する病院名が必ず明記されていること。  ○医療機関以外（老健施設、特養、施設等）からの紹介は、算定できない。 |
| 【逆紹介患者】 | ○逆紹介患者の用語定義に基づく逆紹介状であること。  ○開設者と直接関係のない医療機関あての逆紹介であること。  ○地域医療支援病院で診断および治療を行った診療内容が記載され、かつ、相手医療機関に、医療（治療）を引き継ぐ診療内容が記載されていること。  　・治療した病名と治療内容が記載されていること。  　・患者に説明した旨が記載されていること。  　・既往歴に該当する医療をかかりつけ医の指示のもと提供した場合は、その内容を記載すること。  　・定期的な検査等を必要とする場合は、その内容を記載すること。  ・検査依頼については、診察しその結果を診療録に記載するとともに対する逆紹介状には、地域医療支援病院で行った診断名および検査結果を患者に説明していること。  ○地域医療支援病院からの逆紹介に該当しないもの  ・いわゆるお礼状、報告書。  ・逆紹介先が、人間ドックのみを実施する医療機関や、休日診療所など応急処置のみを実施する医療機関の場合。 |